

1 屋 外 広 告 物 法
屋 外 広 告 物 条 例
屋外広告物条例施行規則
告 示

(屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定)

屋外広告物法 (昭和 24 年 6 月 3 日
法律 第 189 号)

改正 昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号
昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号
昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号
昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号
昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号
昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号
昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号
昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号
昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号
昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号
昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号
平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号
平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号
平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号
平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号
平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号
平成 17 年 7 月 15 日法律第 83 号
平成 17 年 7 月 26 日法律第 87 号
平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号
平成 23 年 6 月 3 日法律第 61 号
平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号
平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号
令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 号
令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 広告物等の制限 (第 3 条～第 6 条)
 - 第 3 章 監督 (第 7 条・第 8 条)
 - 第 4 章 屋外広告業
 - 第 1 節 屋外広告業の登録等 (第 9 条～第 11 条)
 - 第 2 節 登録試験機関 (第 12 条～第 25 条)
 - 第 5 章 雑則 (第 26 条～第 29 条)
 - 第 6 章 罰則 (第 30 条～第 34 条)
- 附則

屋外広告物条例 (昭和 49 年 3 月 30 日
宮城県条例第 16 号)

改正 昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号
昭和 51 年 3 月 27 日条例第 37 号
昭和 56 年 7 月 18 日条例第 16 号
昭和 58 年 3 月 22 日条例第 5 号
昭和 60 年 7 月 10 日条例第 14 号
昭和 62 年 3 月 25 日条例第 6 号
平成 4 年 3 月 27 日条例第 8 号
平成 5 年 3 月 30 日条例第 13 号
平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号
平成 11 年 3 月 12 日条例第 11 号
平成 16 年 10 月 20 日条例第 67 号
平成 17 年 3 月 25 日条例第 15 号
平成 17 年 3 月 25 日条例第 86 号
平成 17 年 3 月 25 日条例第 87 号
平成 20 年 3 月 25 日条例第 31 号
平成 23 年 12 月 28 日条例第 123 号
平成 24 年 3 月 23 日条例第 49 号
平成 29 年 10 月 6 日条例第 53 号
平成 29 年 10 月 6 日条例第 53 号
令和 6 年 3 月 20 日条例第 9 号
令和 6 年 7 月 8 日条例第 54 号
令和 7 年 3 月 21 日条例第 36 号

屋外広告物条例施行規則

(昭和49年4月20日
宮城県規則第44号)

改正 昭和51年10月26日規則第89号
昭和52年11月15日規則第73号
昭和60年10月1日規則第51号
平成5年9月16日規則第66号
平成7年10月11日規則第85号
平成8年3月29日規則第30号
平成15年1月24日規則第2号
平成16年12月17日規則第121号
平成17年3月25日規則第72号
平成20年11月21日規則第100号
平成21年10月2日規則第79号
平成24年3月30日規則第43号
平成27年3月31日規則第59号
平成27年10月5日規則第95号
平成27年12月28日規則第140号
平成30年3月30日規則第74号
令和3年2月2日規則第3号
令和6年8月2日規則第92号
令和7年1月14日規則第8号
令和7年9月30日規則第127号

屋外広告物条例に基づく禁止地域等 の指定

(平成5年9月28日
宮城県告示第1045号)

改正 平成6年12月26日告示第1341号
平成7年12月12日告示第1292号
平成9年3月27日告示第406号
平成10年3月20日告示第320号
平成13年7月31日告示第806号
平成14年5月17日告示第544号
平成15年1月24日告示第63号
平成15年12月12日告示第1141号
平成19年3月13日告示第253号
平成19年6月8日告示第625号
平成21年3月13日告示第195号
平成22年1月29日告示第83号
平成22年3月12日告示第194号
平成22年3月12日告示第195号
平成22年12月14日告示第1133号
平成23年7月15日告示第533号
平成23年11月22日告示第840号
平成27年3月31日告示第393号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第 2 章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）並びに屋外広告業について、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づく規制に関する事項及び地域の景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(市町村等との連携)

第 1 条の 2 県は、市町村及び住民と連携を図りながら、広告物及び掲出物件に関する施策を実施するものとする。

(禁止地域等)

第 2 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区（知事が指定する区域を除く。）
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項の規定により市町村の条例で定められた地域（知事が指定する区域を除く。）
- (3) 文化財保護条例（昭和 50 年宮城県条例第 49 号）第 3 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同条例第 32 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項

(趣旨)

第1条 この規則は、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止地域及び許可地域の区分)

第1条の2 条例第2条に規定する地域又は場所（以下「禁止地域」という。）及び条例第4条に規定する地域（以下「許可地域」という。）は、次の表に掲げる地域に区分するものとする。

区分		該当地域等
禁止地域	第1種 禁止地域	条例第2条第1号から第8号まで及び第10号から第14号までに規定する地域又は場所
	第2種 禁止地域	条例第2条第9号に規定する地域のうち第1種禁止地域以外の区域
許可地域	第1種 許可地域	許可地域のうち次に掲げる区域 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域又は田園住居地域に定められている区域 2 用途地域が定められていない区域で、かつ、都市計画法第12条の4の地区計画等（以下「地区計画等」という。）が定められてい

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号、第3号、第8号及び第9号の規定により屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を表示し、又は設置してはならない地域（以下「禁止地域」という。）、同条第2号の規定により禁止地域から除く地域、条例第4条第2号及び第3号の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとするとき知事の許可を受けなければならない地域（以下「許可地域」という。）及び条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により公共的団体を次のとおり指定し、平成5年10月1日から施行する。

なお、昭和49年宮城県告示第527号（屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定）は、廃止する。

1 禁止地域

(1) 条例第2条第2号及び第3号の規定により指定する地域

ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定された建造物から50m以内の地域

イ 文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号)第3条第1項の規定により指定された建造物から50m以内の地域

(2) 条例第2条第8号及び第9号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域（仙台市の区間又は区域を除く。）

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区間	展望することができる地域
高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路法	全線（未供用の区間並びにパーキングエリア及びサービスエリアの区域を除く。）	本線の路肩から50m以内の区域で、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域又は同法第12条の4に規定する地区

法 律

- (4) 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの
- (5) 公園、緑地、古墳又は墓地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- (1) 橋りょう
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 銅像及び記念碑
- (4) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

条 例

の規定により指定された保安林で同項第 11 号の目的を有するものの地域（知事が指定する区域を除く。）

- (5) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (6) 自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）第 12 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により指定された地域（知事が指定する区域を除く。）
- (7) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域
- (8) 道路、鉄道、軌道及び索道（以下「道路等」という。）で、知事が指定する区間
- (9) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (10) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (11) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、変電所、公衆便所その他知事が指定する公共施設の敷地
- (13) 古墳、墓地、火葬場及び葬祭場
- (14) 社寺、仏堂及び教会の境域
(禁止物件)

第 3 条 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、第 10 号に掲げる物件に、規則で定める広告物等を表示し、又は設置するときには、この限りでない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 道路等の擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道さく、駒止め及び里程標こま
- (5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、路上変電塔及び送受信塔
- (8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (9) 銅像、神仏像及び記念碑
- (10) 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及び軌道柱
- (11) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要

規 則

	る区域のうち同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画における建築物の用途の制限により建築基準法別表第 2 (に) 項第 8 号に掲げる建築物を建築してはならない区域
第 2 種許可地域	許可地域のうち第 1 種許可地域及び第 3 種許可地域以外の区域
第 3 種許可地域	第 1 種許可地域以外の許可地域のうち用途地域又は地区計画等が定められている区域

(経過措置)

第 1 条の 3 禁止地域又は許可地域において前条の表に掲げる区分に変更があつた際に現に当該地域に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物 (以下「広告物」という。) 又は広告物を掲出する物件 (以下「掲出物件」という。) についての第 4 条及び第 8 条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。

(電力柱等に表示できる広告物等)

第 2 条 条例第 3 条ただし書に規定する規則で定める広告物等は、金属その他これに類する堅ろうな材質によるもので、その形状が巻型又はそで型のものとする。

告 示

(昭和 27 年法律第 180 号) 第 48 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき指定された自動車専用道路 (以下「高速道路等」という。)		計画等が定められている区域を除く区域
県道築館登米線 (みやぎ県北高速幹線道路)	全線 (未供用の区間を除く。)	同
県道牡鹿半島公園線	全線	路肩から 100m 以内の区域
東北新幹線 仙台空港線	全線 同	施工基面から 500m 以内の区域で、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域又は同法第 12 条の 4 に規定する地区計画等が定められている区域を除く区域
東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線	全線 同 同 同 同 同 同 同	

2 禁止地域から除く区域

条例第 2 条第 2 号の規定により指定する区域

特別名勝松島のうち都市計画法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域に定められている区域及び同法第 12 条の 4 に規定する地区計画等が定められている区域

(広告物の表示等の制限)

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

(景観計画との関係)

第 6 条 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

樹木

(12) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観の形成若しくは風致の維持又は危害防止のため、知事が指定する物件

(許可地域)

第 4 条 次に掲げる地域（第 2 条に掲げる地域及び場所を除く。）において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する知事が指定する区域
- (2) 道路等で、知事が指定する区間
- (3) 道路等から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (4) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (5) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (6) 観光地及び保養地並びにこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (7) 都市計画法第 5 条第 1 項の規定により都市計画区域に指定された地域

(適用除外)

第 5 条 次に掲げる広告物等については、前 3 条の規定

(許可の申請)

第3条 条例第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物表示(設置)許可申請書(様式第1号)を広告物又は掲出物件(以下「広告物等」という。)を表示し、又は設置する場所を所管する土木事務所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、広告物等の種類が、簡易広告物(広告幕を除く。)又は移動広告物であるときは、この限りでない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所の見取図
- (2) 構造及び設置の方法を示す図面及び仕様書
- (3) 他人が所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置する場合は、当該土地又は建築物等の使用の承諾を証する書面の写し
- (4) 他の法令の規定により許可を要する場合は、当該許可を受けていることを証する書面の写し
- (5) 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置する場合は、第9条の3第6項(第9条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告書(電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前3月以内に行つた点検(条例第12条の3第1項の点検(以下「標準点検」という。)又は同条第2項本文の目視による点検(以下「目視点検」という。)をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)

ア 新たに許可を要することとなつた既設の広告物等

イ 建築物等を利用する広告物等

3 第1項の場合において、2以上の土木事務所の所管区域にわたり表示し、又は設置する2以上の簡易広告物(表示する内容及び大きさが同一であるものに限る。)に係る許可の申請は、同項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は設置する場所を所管する1の土木事務所長に1の申請書を提出することにより行うことができる。

(適用除外の広告物等の基準等)

第4条 条例第5条第1項第4号、第2項第1号、第2

3 許可地域

条例第4条第2号及び第3号の規定により指定する区間及び区域

次の表の上欄に掲げる道路又は鉄道の当該下欄に掲げる区間又は区域(仙台市の区間又は区域を除く。)

道路・鉄道	指定する区間又は区域	
	区 間	展望することができる地域
高速道路等	パーキングエリア及びサービスエリアの区域	
一般国道(高速道路等を除く。)	全線	路肩から500m以内の区域
県道(主要地方道)(高速道路等及び県道築館登米線(みやぎ県北高速幹線道路)を除く。)	全線	同
東北本線 常磐線 仙石線 陸羽東線 石巻線 阿武隈急行線 大船渡線 気仙沼線		施工基面から500m以内の区域

は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
- (4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに寄贈者名等を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物等については、第 2 条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件（次項において「自家用広告物等」という。）で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (5) 電車又は自動車に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市（同法 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。以下同じ。）の区域を除く。）、指定都市の区域又は中核市の区域に存する自動車に、当該他の都道府県、指定都市又は中核市の法に基づく条例の規定に従って表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (7) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）、船舶等に表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (8) 公共的目的のために表示する道標、案内図板等又はこれらを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

号、第5号及び第8号から第10号まで並びに第5項に規定する規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 条例第5条第1項第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園内に設置される遊戯施設
- (2) ベンチ
- (3) くず入れ及び吸い殻入れ
- (4) 噴水
- (5) 花壇
- (6) 防犯灯柱及び街路灯柱
- (7) 前各号に定めるもののほか、知事が指定する施設又は物件

- (9) 公共的団体（知事が指定するものに限る。次号において同じ。）が公共的目的のために表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (10) 地方公共団体又は公共的団体が設置する掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
- 3 次に掲げる広告物等については、知事の許可を受けて当該広告物等を表示し、又は設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。
 - (1) 前項第1号に掲げるもの以外の自家用広告物等
 - (2) 前項第8号に掲げるもの以外の道標若しくは案内図板又はこれらを掲出する物件
 - (3) 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに表示し、又は設置する広告物等（前項第4号に掲げるものを除く。）であつて、当該広告物等に係る広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
- 4 次に掲げる広告物等については、第3条の規定は適用しない。
 - (1) 第3条第7号若しくは第8号に掲げる物件又は同条第11号に規定する景観重要建造物にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 前号に掲げるもののほか、第3条に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
- 5 次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。
 - (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出をした政治団体が表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 政治又は学術に関する演説会、講演会等の開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (3) 音楽会、演劇会等で慈善事業として行われるものの開催のために表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、表示の期間が5日を超えない広告物又はこれを掲出する物件
（特例許可）

第5条の2 知事は、公益上特にやむを得ないと認める

4 公共的団体

条例第5条第2項第9号及び第10号の規定により指定する公共的団体

町内会、自治会等町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

ときは、第2条又は第3条の規定にかかわらず、広告物等の表示又は設置を許可することができる。

(経過措置)

第6条 第2条若しくは第3条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は第4条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなつた際に当該禁止されることとなつた地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなつた地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止され、又は許可を要することとなつた日から3年間(規則で定める堅ろうな広告物等にあつては、規則で定める期間)は、なお従前の例による。当該期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

(禁止広告物)

第7条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離した
もの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間等)

第8条 知事は、第4条、第5条第3項又は第5条の2の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 第1項の許可の期間の満了後引き続き当該許可の更新を受けようとする者は、当該許可の期間が満了する

(堅ろうな広告物等)

第4条の2 条例第6条に規定する規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事の確認を受けたものとし、条例第6条に規定する規則で定める期間は、7年間（当該広告物等の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数をいう。）から、当該広告物等の表示又は設置に必要な工事を完了した日の翌日から当該指定の日までの年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を控除した残余の年数が7年を超える場合にあっては、その残余の年数の間）とする。

(許可の期間)

第4条の3 条例第8条第1項の許可の期間は、次に掲げる期間を超えないものとする。

(1) 簡易広告物

ア はり紙 1月

イ 広告幕 6月

ウ ベニヤ板、金属板等に印刷等により広告物を直接表示する立看板 1年

エ ウ以外の立看板 6月

(2) 固定広告物 3年

(3) 移動広告物 1年

(4) 特殊装置広告物

ア 照明広告物 3年

イ アドバルーン 1月

(許可の更新の申請)

第5条 条例第8条第3項の規定により許可の更新を

日の10日前までに、知事に申請しなければならない。

(変更等の許可)

- 第9条** 第4条又は第5条第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、点検を行つた広告物等又は面積が1平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第1号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第1号及び第2号に掲げるものの添付を省略することができる。

(1) 当該広告物等の全景を申請前1月以内に撮影したカラー写真

(2) 第9条の3第6項（第9条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告書（電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前3月以内に行つた点検に係るものに限る。）

(3) その他知事が必要と認めるもの

- 3 第3条第1項及び第3項の規定は、第1項の申請書の提出について準用する。

（変更等の許可の申請）

第6条 条例第9条第1項の規定により変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更（改造）許可申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該広告物等の変更又は改造について、他の法令の規定により許可を要する場合は、当該の許可を受けていることを証する書面の写しを添付しなければならない。

- 3 第3条第1項及び第3項の規定は、第1項の申請書の提出について準用する。

（許可を要しない軽微な変更又は改造）

第7条 条例第9条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

(1) 既設の広告物等の表示内容、色彩、意匠、形状、大きさ又は構造に変更を加えない程度の塗料の塗り替え、補強又は修繕

(2) 掲示板その他これに類する掲出物件にはり紙を取り替えて表示する場合

(3) 広告幕を掲出する物件に広告幕を取り替えて表示する場合

(4) 劇場、映画館等の常設の興行場がその興行内容を表示する広告物を掲出する物件のうち当該興行場の敷地内に存するものに、当該興行内容を表示

(許可の基準)

第 10 条 第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物等が前項の規定による基準に適合しない場合においても、公益上特にやむを得ないと認めるときは、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をすることができる。

(許可の表示)

第 11 条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等に許可を受けた旨の表示をしておかなければならない。

(管理義務)

第 12 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等に関し、補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者設置義務)

第 12 条の 2 この条例の規定による許可を受けて広告物等(規則で定めるものを除く。)を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を置かなければならない。

2 規則で定める広告物等にあつては、前項の広告物等を管理する者は、法第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他のこれと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者(次条において「屋外広告士等」という。)でなければならない。

する広告物を取り替えて表示する場合（第 1 種禁止地域において許可を受けている場合を除く。）

（許可の基準）

第 8 条 条例第 10 条第 1 項に規定する許可の基準は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

（許可の表示）

第 9 条 条例第 11 条の規定による表示は、次に掲げる証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所にはり付けして行うものとする。ただし、広告物の種類がはり紙であるときは、屋外広告物許可済証印（様式第 4 号）を押印することをもって代えることができる。

(1) 条例第 4 条、第 5 条第 3 項、第 5 条の 2 及び第 8 条第 3 項の許可の証票（様式第 5 号）

(2) 条例第 9 条第 1 項の許可の証票（様式第 6 号）

2 前項の証票は、許可の際に交付する。

（管理者設置義務）

第 9 条の 2 条例第 12 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) はり紙

(2) 広告幕

(3) 立看板

(4) 移動広告物

(5) アドバルーン

2 条例第 12 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1) 地上から広告物等の上端までの距離が 4 メートルを超える広告物等

(2) 地上から広告物等の上端までの距離が 4 メートル以内の広告物等で、かつ、条例第 8 条第 1 項の規定により定めた許可の期間が 1 年を超える広告物等

3 条例第 12 条の 2 第 2 項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 電柱類広告 次に掲げる者

ア 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 10 条第 2 項第 3 号イに規定する者(以下「屋外広告

(点検)

第12条の3 広告物等を所有し、又は占有する者は、その所有し、又は占有する広告物等について、規則で定めるところにより、屋外広告士等に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

士」という。)

イ 都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。)又は中核市(同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。)の長が行う条例第 30 条第 1 項に規定する屋外広告物講習会(以下この条において「講習会」という。)の課程を修了した者

ウ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定(3 級の技能検定を除く。)に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

エ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士又は同条第 3 項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

オ 電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 3 条第 1 項に規定する第一種電気工事士又は同条第 2 項に規定する第二種電気工事士

カ その他知事が指定する者

(2) 電柱類広告以外の広告物等 ア、ウ、エ又はカに掲げる者

(標準点検)

第 9 条の 3 標準点検は、広告物等の表示又は設置後 3 年以内ごとに 1 回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、標準点検を行わなければならない。

(1) 広告物等の変更又は改造(条例第 9 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。)

(2) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生(条例第 12 条の 3 第 2 項ただし書の規定により目視点検では十分でないとき知事が認めたときに限る。)

(3) その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により標準点検を行った場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 標準点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目

屋外広告物条例施行規則の規定に基づく 管 理 者 等 の 指 定

〔 令和 6 年 9 月 3 日
宮城県告示第 579 号 〕

屋外広告物条例施行規則(昭和 49 年宮城県規則第 44 号)第 9 条の 2 第 3 項第 1 号への規定に基づき、一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者を同号へに規定する知事が指定する者として指定し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

なお、平成 30 年宮城県告示第 382 号(屋外広告物条例施行規則に基づく管理者等の指定)は、令和 6 年 10 月 31 日限り、廃止する。

〔 ※ 上記講習の修了者は、条例第 12 条の 3 に規定する点検者になることができます。 〕

3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

がない場合は、この限りでない。

(1) 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

- ア 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等
- イ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等
- ウ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等

(2) 支持部 次に掲げる項目

- ア 鉄骨接合部(溶接部及びプレート)の腐食、変形、隙間等
- イ 鉄骨接合部(ボルト、ナット及びビス)のゆるみ、欠落等

(3) 取付部 次に掲げる項目

- ア アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等
- イ 溶接部及びコーキングの劣化等
- ウ 取付対象部(柱、壁及びスラブ)及び取付部周辺の異常等

(4) 広告板 次に掲げる項目

- ア 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
- イ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
- ウ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等

(5) 照明装置 次に掲げる項目

- ア 照明装置の不点灯、不発光等
- イ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
- ウ 周辺機器の劣化、破損等

(6) 付属部材等 次に掲げる項目

- ア 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥除けその他付属品)の腐食、破損等
- イ 避雷針の腐食、損傷等

(7) その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目

5 条例第12条の3第1項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に掲げる広告物等
- (2) 第9条の2第1項各号に掲げる広告物等

6 条例第12条の3第3項の規定による標準点検の結果の提出は、安全点検報告書(様式第6号の2)により行うものとする。

7 前項の報告書には、次に掲げるものを添付しなけれ

- 2 広告物等を所有し、又は占有する者が、屋外広告士等に、表示又は設置の日から起算して十年を経過していない広告物等を点検させる場合は、前項本文の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、目視による点検をもつて、同項本文の点検に代えることができる。ただし、目視による点検では十分でないとし事が認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、公衆に対する危害を防止するため特に必要であると認める場合には、広告物等を所有し、又は占有する者に対し、前二項の点検の結果の提出を求めることができる。

(除却義務等)

第 13 条 広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例の規定による許可の期間が満了したとき、第 15 条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等の表示若しくは設置が必要でなくなつたときは、5 日以内に、当該広告物等を除却しなければならない。第 6 条の規定によりなお従前の例によることとされる広告物等について、同条に規定する期間経過後、第 2 条から第 4 条までの規定により表示し、又は設置することができなくなつた場合においても、同様とする。

ばならない。ただし、標準点検に係る広告物等が、面積が 1 平方メートルを超える電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの、面積が 1 平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第 1 号から第 3 号までに掲げるものの添付を省略することができる。

- (1) 標準点検の実施者が条例第 12 条の 3 第 1 項に規定する屋外広告士等であることを証する書面の写し
- (2) 標準点検後の広告物等の全景及び第四項に規定する広告物等の箇所ごとの状況を撮影したカラー写真
- (3) 標準点検の結果、公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常のあつた箇所の修繕前及び修繕後を撮影したカラー写真

(目視点検)

第 9 条の 4 目視点検は、広告物等の表示又は設置後 3 年以内ごとに 1 回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、目視点検を行わなければならない。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生（第 9 条の 3 第 2 項第 2 号に規定するときを除く。）
- (2) その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により目視点検を行つた場合における第 1 項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 前条第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定は、目視点検について準用する。

第 3 章 監督

(違反に対する措置)

第 7 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、条例で定めるところにより、相当の期限を定め、これを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）

2 この条例の規定による許可に係る広告物等（規則で定めるものに限る。）を除却した者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第 14 条 削除

(許可の取消し)

第 15 条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項又は第 9 条第 2 項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第 1 項の規定による知事の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第 16 条 知事は、第 2 条から第 4 条まで、第 7 条、第 9 条第 1 項、第 12 条若しくは第 13 条第 1 項の規定に違反し、又は第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 2 項の規定による許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、当該表示若しくは設置の停止を命じ、又は 7 日以上を期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、7 日以上を期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定により広告物等の除却を命じた場合において、当該除却を命ぜられた者が、特段の理由がなく、当該除却に必要とされる相当の期間（除却すべき期限を定めて命じた場合において

(工事完了届出等の必要な広告物等)

第 10 条 条例第 13 条第 2 項又は第 20 条第 4 項の規定による届出が必要な広告物等として規則で定めるものは、次に掲げる種類のものとする。

(1) 固定広告物

(2) 特殊装置広告物 (アドバルーンを除く。)

2 前項各号の広告物等に係る届出は、屋外広告物工事完了 (除却、滅失) 届出書 (様式第 7 号) により行うものとする。

3 第 3 条第 1 項の規定は、前項の届出について準用する。

(違反広告物である旨の表示)

第 11 条 条例第 17 条の規定による表示は、様式第 8 号による表示書を、当該広告物等にはり付けして行うものとする。

法 律

第3条から第6条までに定めるところに従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴取することができる。

- 4 都道府県知事は、第3条から第5条までの規定に基づく条例（以下この項において「条例」という。）に違反した広告物又は掲出物件が、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。以下この項において同じ。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）又は立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。ただし、はり紙にあつては第1号に、はり札等、広告旗又は立看板等にあつては次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

(1) 条例で定める都道府県知事の許可を受けなければならない場合に明らかに該当すると認められるにもかかわらずその許可を受けないで表示され又は設置されているとき、条例に適用を除外する規定が定められている場合にあつては当該規定に明らかに該当しないと認められるにもかかわらず禁止された場所に表示され又は設置されているとき、その他条例に明らかに違反して表示され又は設置されていると認められるとき。

(2) 管理されずに放置されていることが明らかなき。

（除却した広告物等の保管、売却又は廃棄）

- 第8条** 都道府県知事は、前条第2項又は第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは、当該広告物又は掲出物件を保管しなければならない。ただし、除却し、又は除却させた広告物がはり紙である場合は、この限りでない。

条 例

は、当該期限)を経過しても除却しないときは、当該広告物等に、規則で定めるところにより、この条例に違反する旨の表示をすることができる。

法 律

2 都道府県知事は、前項の規定により広告物又は掲出物件を保管したときは、当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）に対し当該広告物又は掲出物件を返還するため、条例で定めるところにより、条例で定める事項を公示しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により保管した広告物若しくは掲出物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、条例で定めるところにより評価した当該広告物若しくは掲出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、条例で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

- (1) 前条第4項の規定により除却された広告物 2日以上で条例で定める期間
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月以上で条例で定める期間
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告

条 例

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第17条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した広告物等の種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時
- (3) 保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項
（広告物等を保管した場合の公示方法等）

第17条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあつては、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第17条の7において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、当該公示の要旨を県公報に公告すること。

2 知事は、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、これを閲覧させるものとする。

（広告物等の価額の評価の方法）

第17条の4 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、使用の期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第17条の5 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した広告物等の売却の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(広告物等を保管した場合の公示の掲示場所)

第 11 条の 2 条例第 17 条の 3 第 1 項第 1 号の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（土木事務所が地方合同庁舎にある場合にあっては、当該地方合同庁舎とする。以下同じ。）とする。

(保管広告物等一覧簿)

第 11 条の 3 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める保管広告物等一覧簿の様式は、様式第 8 号の 2 のとおりとする。

2 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める場所は、広告物等を除却した場所を所管する土木事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第 11 条の 4 条例第 17 条の 5 第 2 項の規定による売却

法 律

物又は掲出物件 2 週間以上で条例で定める期間

- 4 都道府県知事は、前項に規定する広告物又は掲出物件の価額が著しく低い場合において、同項の規定による広告物又は掲出物件の売却につき買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、当該広告物又は掲出物件を廃棄することができる。
- 5 第 3 項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 6 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 項から第 3 項までに規定する広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第 2 項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。
- 7 第 2 項の規定による公示の日から起算して 6 月を経過してもなお第 1 項の規定により保管した広告物又は掲出物件（第 3 項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該広告物又は掲出物件の所有権は、当該広告物又は掲出物件を保管する都道府県に帰属する。

条 例

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第 17 条の 6 法第 8 条第 3 項各号に規定する期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物等 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物等以外の広告物等 2 週間（広告物等を返還する場合の手續）

第 17 条の 7 知事は、保管した広告物等（法第 8 条第 3 項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに行うものとする。

第 18 条 削除

（処分、手續等の効力の承継）

第 19 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

（管理者等の届出）

第 20 条 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、第 12 条の 2 第 1 項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。当該管理する者を変更したときも、同様とする。

2 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可を受けて広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者が当該許可の申請又は前 2 項の届出に係る氏名若しくは名称又は住所若しくは事業所若しくは営業所の所在地を変更したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可を受けて広告物等（規則

の手續は、別に定めるもののほか、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）の例による。

（広告物等の返還に係る受領書の様式）

第11条の5 条例第17条の7の規則で定める受領書の様式は、様式第8号の3のとおりとする。

（管理者設置等の届出）

第12条 条例第20条第1項から第3項までの規定による届出は、屋外広告物管理者設置等届出書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の届出書のうち、条例第20条第1項の規定による届出（第9条の2第2項各号に掲げる広告物等に係るものに限る。）に係るものには、第9条の2第3項各号に定める者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

3 第3条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。

で定めるものに限る。)を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、当該広告物等を表示し、若しくは設置するために必要な工事を完了したとき、又は当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(告示)

第 21 条 知事は、第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をするときは、その旨を告示しなければならない。

2 第 2 条から第 4 条までの規定による指定又はこれらの指定の解除若しくは変更は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

(広告物景観モデル地区)

第 21 条の 2 知事は、第 2 条又は第 4 条に掲げる地域のうち、良好な景観を形成するため特に必要であると認める区域を広告物景観モデル地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域並びに指定の区域の広告物及び掲出物件に関する指針（以下「広告物景観指針」という。）を定めてするものとする。

3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、指定の区域及び広告物景観指針の案（次項及び第 5 項において「指定案」という。）について、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を告示し、指定案を当該告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があつたときは、指定をしようとする区域内の住民及びその区域内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、同項の期間が経過する日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

7 指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第 3 項から前項までの規定は、指定の解除及び変更について準用する。

(広告物景観指針)

屋外広告物景観モデル地区の指定

- (1) 平成6年12月26日宮城県告示第1342号
(112頁～113頁 参照)
- (2) 平成7年12月12日宮城県告示第1293号
(114頁～115頁 参照)
- (3) 平成8年11月29日宮城県告示第1417号
(116頁～118頁 参照)

第 21 条の 3 広告物景観指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 広告物景観モデル地区の広告物及び掲出物件に関する基本構想
- (2) 広告物景観モデル地区の美観を維持するための広告物及び掲出物件に関する基準
- (3) 広告物景観モデル地区の景観と調和させるための広告物及び掲出物件に関する基準
(広告物美観維持基準及び広告物景観形成基準)

第 21 条の 4 広告物景観モデル地区内において広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者は、当該広告物等が当該広告物景観モデル地区に係る前条第二号に掲げる基準(以下「広告物美観維持基準」という。)及び同条第三号に掲げる基準(以下「広告物景観形成基準」という。)に適合するよう努めなければならない。

2 広告物景観モデル地区内における広告物等の表示又は設置に関し、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をする場合の許可の基準は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準とする。ただし、当該広告物景観モデル地区の指定前に第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をした広告物等の表示又は設置に関し、当該許可の更新をする場合は、この限りでない。

3 第 10 条第 2 項の規定は、前項本文の場合について準用する。

(広告物景観モデル地区における届出)

第 21 条の 5 広告物景観モデル地区内において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者及び広告物等を変更し、又は改造しようとする者は、この条例の規定による許可の申請をした場合及び規則で定める場合を除き、その旨を知事に届け出なければならない。

(広告物の表示者等に対する指導等)

第 21 条の 6 知事は、広告物景観モデル地区内において表示され、又は設置される広告物等が当該広告物景観モデル地区の広告物美観維持基準又は広告物景観形成基準に適合せず、当該広告物景観モデル地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又はこれを所有し、若しくは占有する者に対

(広告物景観モデル地区における届出)

第 13 条 条例第 21 条の 5 の規定による届出は、広告物景観モデル地区屋外広告物表示(設置)届出書(様式第 10 号)又は広告物景観モデル地区屋外広告物変更(改造)届出書(様式第 11 号)を、当該広告物等を表示し、又は設置する広告物景観モデル地区の区域を所管する土木事務所長に提出することにより行うものとする。

2 条例第 21 条の 5 に規定する規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 5 条第 1 項各号、第 2 項第 3 号から第 7 号まで及び第 10 号並びに第 5 項各号に掲げる広告物等を表示し、又は設置しようとする場合

(2) 条例第 5 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する

第 4 章 屋外広告業

第 1 節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第 9 条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第 10 条 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 登録の有効期間に関する事項
- (2) 登録の要件に関する事項
- (3) 業務主任者の選任に関する事項
- (4) 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
- (5) その他登録制度に関し必要な事項

2 前条の条例は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項について、次に掲げる基準に従って定めなければならない。

- (1) 前項第 1 号に規定する登録の有効期間は、5 年であること。

し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(屋外広告業の登録)

第 22 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第 2 項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第 23 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 県の区域（仙台市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- (5) 第 2 号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第 25 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約す

広告物等で面積が 1 m²以内のものを表示し、又は設置しようとする場合

- (3) 表示し、又は設置しようとする広告物等の種類が簡易広告物又は移動広告物である場合
- (4) 前 3 号に掲げる広告物等を変更し、又は改造しようとする場合
- (5) 第 7 条各号に掲げる変更又は改造をしようとする場合

(登録の更新の申請期限)

第 14 条 屋外広告業者は、条例第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(登録申請書の様式)

第 15 条 条例第 23 条第 1 項に規定する登録申請書の様式は、様式第 12 号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第 16 条 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める

(2) 前項第 2 号に掲げる登録の要件に関する事項は、登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならないものとする。

- イ 当該条例の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ロ 屋外広告業を営む法人が当該条例の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しない者
- ハ 当該条例の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ニ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ホ 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからニまで又はへのいずれかに該当するもの
- ヘ 法人でその役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- ト 業務主任者を選任していない者

る書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第 24 条 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第 1 項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第 25 条 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第 23 条第 1 項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第 34 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第 22 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第 34 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から 30 日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分の日から 2 年を経過しないもの
- (3) 第 34 条第 1 項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。）が条例第 25 条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約する書面
 - (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 31 条第 1 項各号のいずれかに適合する者であることを証する書面
 - (3) 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつてはその役員。次項において同じ。）を含む。）の略歴を記載した書面
 - (4) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
 - (5) 登録申請者が個人である場合であつて、商号により登録をするときは、登記事項証明書
- 2 知事は、次に掲げる者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報（個人番号（同法第 7 条第 8 号の 2 に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び住民票コード（同条第 13 号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）について同法第 30 条の 11 第 1 項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報（同法第 30 条の 8 に規定する都道府県知事保存本人確認情報（個人番号及び住民票コードを除く。）をいう。以下同じ。）について同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による利用ができないときは、登録申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- (1) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（当該登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）
 - (2) 登録申請者が法人である場合にあつては、その

(登録事項の変更の届出)

第 26 条 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第 23 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の備付け等)

第 27 条 知事は、屋外広告業者登録簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

(廃業等の届出)

第 28 条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第 1 号に掲げる場合にあつては、その事実を知つた日）から 30 日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

役員（当該役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人）

(3) 登録申請者が選任した業務主任者

3 条例第 23 条第 2 項及び第 1 項第 1 号に規定する書面の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

4 第 1 項第 3 号に規定する書面の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

(変更の届出)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第 15 号）により行うものとする。

2 条例第 26 条第 1 項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を前項の届出書に添付しなければならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

(2) 条例第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第 23 条第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(4) 条例第 23 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の書面

(5) 条例第 23 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 前条第 1 項第 2 号の書面

3 知事は、前条第 2 項各号に掲げる者に係る機構保存本人確認情報について住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項の規定による提供を受けることができないとき、又は都道府県知事保存本人確認情報について同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による利用ができないときは、変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(廃業等の手続)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第 16 号）により行うものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該屋外広告業の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第 29 条 知事は、屋外広告業の登録がその効力を失つたとき、又は第 34 条第 1 項の規定により屋外広告業の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該登録を抹消しなければならない。

(講習会の開催等)

第 30 条 知事は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする屋外広告物講習会（以下「講習会」という。）を、毎年 1 回以上、開催しなければならない。

2 講習会の講習を受けようとする者は、受講手数料 4,000 円を、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

3 知事は、講習会の課程の一部を免除される者に係る受講手数料の一部を、免除することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(講習会等)

第 19 条 条例第 30 条第 1 項に規定する屋外広告物講習会（以下この条及び別表第三において「講習会」という。）には、次に掲げる課程を置くものとする。

- (1) 広告物に係る法令に関する課程
 - (2) 広告物の表示方法に関する課程
 - (3) 広告物の施工方法に関する課程
- 2 知事は講習会を開催しようとするときは、開催する日の 30 日前までに、日時、会場、申込受付期間等を公告するものとする。
- 3 講習会の講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会申込書（様式第 17 号）に写真及び履歴書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 4 条例第 30 条第 3 項の規定による受講手数料の一部の免除は、別表第 3 に掲げるところにより行うものとする。
- 5 前項の免除を受けようとする者は、第 3 項の申込書に、別表第 3 に掲げる者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。
- 6 知事は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（様式第 18 号）を交付するものとする。
- 7 屋外広告物講習会修了証書を紛失し、又は毀損した者は、知事にその旨を申し出て、再交付を受けるこ

(3) 前項第 3 号に掲げる業務主任者の選任に関する事項は、登録を受けようとする者にあつては営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者となるべき者を選任するものとし、登録を受けた者にあつては当該業務主任者に広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行わせるものとする。

イ 国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

ロ 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県が行う講習会の課程を修了した者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識を有するものとして条例で定める者

（業務主任者の設置）

第 31 条 屋外広告業者は、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項各号に掲げる業務を行わせなければならない。

(1) 屋外広告士

(2) 前条第 1 項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他の広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第 33 条に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

とができる。

(納付の特例)

第 19 条の 2 条例第 30 条第 2 項及び第 45 条第 3 項の
知事が別に定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 1 現金による方法
- 2 知事の発行する納入通知書による方法
- 3 地方自治法第 231 条の 2 の 2 の規定により指定納付
受託者（同法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指
定納付受託者をいう。）に納付を委託する方法

(業務主任者となる知識を有する者の認定)

第 20 条 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定
は、次の各号のいずれにも該当する者について行う
ものとする。

- (1) 広告物等の表示又は設置に関する業務に、責任
者として通算 5 年以上従事した者
 - (2) 広告物等の表示又は設置に関し、過去 5 年間屋
外広告物法並びにこれに基づく条例及び規則に違
反したことがない者
- 2 条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認定を受け
ようとする者は、業務主任者認定申請書（様式第 19
号）に、履歴書及び前項第 1 号に該当する者である
ことを証する書面を添付して、知事に提出しなけれ
ばならない。
- 3 知事は、条例第 31 条第 1 項第 5 号の規定による認
定をしたときは、業務主任者認定書（様式第 20 号）
を交付するものとする。

(標識の掲示)

第 32 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識を掲げなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 登録番号
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(帳簿の備付け等)

第 33 条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第 23 条第 1 項第 2 号の営業所ごとに、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載した帳簿（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え付け、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 34 条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第 25 条第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の規定による処分につ

(4) 前項第 4 号の登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項は、登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

イ 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。

ロ 第 2 号ロ又はニからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。

ハ この法律に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

(標識の掲示)

第 21 条 条例第 32 条第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所名
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第 32 条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第 21 号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第 22 条 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第 33 条の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第 22 号のとおりとする。

3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、第 2 項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

5 屋外広告業者が条例第 33 条の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示でき、かつ、当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第 11 条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第 2 節 登録試験機関

(登録)

第 12 条 第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録は、同号イの試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けることができない。

- (1) この法律の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 2 年を経過しない者であること。
- (2) 第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者であること。
- (3) その役員のうち、第 2 号に該当する者があること。

(登録の基準)

第 14 条 国土交通大臣は、第 12 条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- (1) 試験を別表の上欄に掲げる科目について行い、当該科目についてそれぞれ同表の下欄に掲げる試

いて準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第 35 条 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え付け、これを閲覧させるものとする。

- 2 知事は、前条第 1 項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第 36 条 知事は、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第 37 条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者又は屋外広告業を営む者に対し、当該広告物等の表示若しくは設置又は屋外広告業に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、当該職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業を営む者の営業所に立ち入り、当該広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 2 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会の設置等)

第 38 条 知事の諮問に応じて広告物及び掲出物件に関する重要事項を調査審議させるため、宮城県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に建議することができる。

(審議会への諮問)

第 39 条 知事は、次に掲げる場合には、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 第 2 条から第 4 条までの規定による指定をし、又はこれらの指定の解除若しくは変更をしようとするとき。
- (2) 第 5 条第 1 項、第 2 項若しくは第 5 項又は第 10

(監督処分簿の記載事項)

第 23 条 条例第 35 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の商号、名称又は氏名及び住所、役員の名(法人である場合に限る。)並びに登録番号
- (2) 処分の原因となつた事実
- (3) その他参考となる事項

(身分証明書)

第 24 条 条例第 37 条第 3 項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第 23 号のとおりとする。

法 律

験委員が問題の作成及び採点を行うものであること。

(2) 試験の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 試験事務について専任の管理者を置くこと。

ロ 試験事務の管理（試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。）に関する文書が作成されていること。

ハ ロの文書に記載されたところに従い試験事務の管理を行う専任の部門を置くこと。

(3) 債務超過の状態にないこと。

(登録の公示等)

第 15 条 国土交通大臣は、第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録をしたときは、当該登録を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

2 登録試験機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の 2 週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員を選任及び解任)

第 16 条 登録試験機関は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(試験委員の選任及び解任)

第 17 条 登録試験機関は、第 14 条第 1 号の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(秘密保持義務等)

第 18 条 登録試験機関の役員若しくは職員（前条の試験委員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

第 19 条 登録試験機関は、国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項について試験事務規程を定

条 例

条第 1 項に規定する基準を定め、又はこれらの基準を変更しようとするとき。

(3) 第 5 条の 2 の規定による許可をしようとするとき。

(4) 第 10 条第 2 項（第 21 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第 4 条、第 5 条第 3 項又は第 9 条第 1 項の規定による許可をしようとするとき。

(5) 第 21 条の 2 第 1 項の規定による指定をし、又はその指定の解除若しくは変更をしようとするとき。

(組織)

第 40 条 審議会は、委員 18 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市町村長

(3) 関係行政機関の職員

(4) 広告関係業者

(任期)

第 41 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 42 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 43 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営事項の委任)

第 44 条 前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(手数料)

第 45 条 この条例の規定による許可を受けようとする者からは、別表に掲げる手数料を徴収する。

法 律

め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対して、これを変更すべきことを命ずることができる。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 20 条 登録試験機関は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第 33 条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間登録試験機関の事務所に備えて置かなければならない。

- 2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第 21 条 登録試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(適合命令)

第 22 条 国土交通大臣は、登録試験機関が第 14 条各

条 例

- 2 次の各号に掲げる者からは、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- (1) 第 22 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 1 万円
- (2) 第 22 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者 1 万円

- 3 前 2 項の手数料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

(罰則)

第 46 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 16 条第 1 項の規定による知事の命令に違反した者
- (2) 第 22 条第 1 項又は第 3 項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第 22 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けた者
- (4) 第 34 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 47 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条から第 4 条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第 9 条第 1 項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第 13 条第 1 項の規定に違反して広告物等を除却しなかつた者
- (4) 第 26 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 31 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 37 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (2) 第 37 条第 2 項の規定による検査を拒否し、若しくは妨害し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 49 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 7 条の規定に違反して広告物等を表示し、又は

法 律

号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第 23 条 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(試験事務の休廃止)

第 24 条 登録試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(登録の取消し等)

第 25 条 国土交通大臣は、登録試験機関が第 13 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至つたときは、当該登録試験機関の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対して、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 第 15 条第 2 項、第 16 条、第 17 条、第 20 条第 1 項、第 21 条又は前条第 1 項の規定に違反したとき。

(2) 正当な理由がないのに第 20 条第 2 項各号の規定による請求を拒んだとき。

(3) 第 19 条第 1 項の規定による認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

(4) 第 19 条第 2 項又は第 22 条の規定による命令に違反したとき。

(5) 不正な手段により第 10 条第 2 項第 3 号イの規定による登録を受けたとき。

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは

条 例

設置した者

(2) 第 11 条の規定に違反して許可を受けた旨を表示しない者

(両罰規定)

第 50 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 46 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第 51 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 28 条第 1 項の規定による届出を怠つた者

(2) 第 32 条の規定による標識を掲げない者

(3) 第 33 条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第 5 章 雑則

(特別区の特例)

第 26 条 この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、特別区においては、政令で定めるところにより特別区の長が行なうものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、特別区の長に関する規定として特別区の長に適用があるものとする。

(大都市等の特例)

第 27 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第 28 条 都道府県は、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定によるもののほか、第 3 条から第 5 条まで、第 7 条又は第 8 条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 7 条第 1 項に規定する認定市町村である市町村又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 1 項に規定する都市再生整備計画に同条第 2 項第 5 号に掲げる事項を記載した市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(適用上の注意)

第 29 条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の

(適用上の注意)

第 52 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

法 律

適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 6 章 罰則

第 30 条 第 18 条第 1 項の規定に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 31 条 第 25 条第 2 項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 32 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 21 条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

(2) 第 23 条第 1 項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第 24 条第 1 項の規定による許可を受けないで、試験事務の全部を廃止したとき。

第 33 条 第 20 条第 1 項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第 2 項各号の規定による請求を拒んだ者は、20 万円以下の過料に処する。

(罰則)

第 34 条 第 3 条から第 5 条まで及び第 7 条第 1 項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。
- 2 広告物取締法（明治 44 年法律第 70 号）は、廃止する。
- 3 この法律施行前にした広告物取締法に違反する行為に対する罰則の適用に関しては、なお、従前の例による。

条 例

(委任)

第 53 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条及び第 24 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により

(台帳等の整備)

第 25 条 知事及び土木事務所長は、条例又はこの規則による許可、届出等に関し別に定めるところにより台帳等を作成し、整備するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の屋外広告物条例施行規則に定める様式による証票等は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則に定めるものとみなす。

附 則 (昭和 51 年 10 月 26 日規則第 89 号)

別表（第 14 条関係）

科目	試験委員
1 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
2 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目	1 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
3 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目	1 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 2 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

附 則（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）抄（施行期日）

第 113 条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して 3 箇月をこえない期間内において、政令で定める。

（昭 25.8.9 施行…昭 25 令 276）

附 則（昭和 27 年 4 月 5 日法律第 71 号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 29 年 5 月 29 日法律第 131 号）抄

1 この法律は、昭和 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 6 月 12 日法律第 148 号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和 31 年法律第 147 号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和 37 年 9 月 15 日法律第 161 号）抄

1 この法律は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 38 年 5 月 24 日法律第 92 号）

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 169 号）抄（施行期日）

1 この法律は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

許可を受けて現に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件については、当該許可の期間に限り、この条例の規定による許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又はこれを掲出する物件で、第 2 条又は第 3 条の規定の適用を新たに受けることとなつたことにより、この条例の規定に適合しないこととなつたものについては、この条例の施行の日から 1 年間に限り、第 2 条又は第 3 条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている広告物又はこれを提出する物件で、第 4 条の規定の適用を新たに受けることとなつたことにより、この条例の規定に適合しないこととなつたものについては、この条例の施行の日から 6 月間に限り、同条の規定は、適用しない。

5 この条例の施行前に旧条例の規定によつてなされた届出、処分その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際、現に第 20 条第 1 項に規定する管理する者を置いている者は、遅滞なく、その氏名又は名称及び住所を知事に届け出なければならない。

7 昭和 49 年 8 月 1 日において現に屋外広告業を営んでいる者は、同月 31 日までに、第 22 条第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

8 この条例の施行前に行つた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（屋外広告物許可手数料条例の一部改正）

9 屋外広告物許可手数料条例（昭和 24 年宮城県条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号）抄（施行期日）

1 この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 27 日条例第 37 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条の次に 1 条を加える改正規定、附則の次に別表を加える改正規定及び次項の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

（屋外広告物許可手数料条例の廃止）

2 屋外広告物許可手数料条例（昭和 24 年宮城県条例第

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式で、取扱上著しく支障のないものについては、当分の間それぞれこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則 (昭和 52 年 11 月 15 日規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 10 月 1 日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 5 年 9 月 16 日規則第 66 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第 1 に規定する基準に適合して表示されている屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置されている広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）で、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第 1 の規定により新たに屋外広告物条例（昭和 49 年宮城県条例第 16 号）第 4 条の規定による許可を要することとなったものについては、なお従前の例による。ただし、当該広告物又は掲出物件を変更し、又は改造するときは、この限りでない。
- 3 この規則の施行の際、旧規則により許可を受けて表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、新規則別表第 2 に規定する基準に適合しないものについては、新規則により許可を受けたものとみなし、当該許可期間後に当該広告物又は掲出物件について許可の更新を受けようとするときの許可の基準については、なお従前の例による。
- 4 屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成 5 年宮城県条例第 13 号）附則第 2 項に規定する規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、鉄骨造りその他これに類する構造で、かつ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による建築主事の確認を受けたものとし、屋外広告物条例の一部を改正する条例附

法 律

附 則（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 101 号）抄

この法律（第 1 条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

（昭和 44.6.14 施行・・・昭 43 法 101）

附 則（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 109 号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 1 年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和 46.1.1 施行・・・昭 45 令 270）

17 この法律の施行の際現に改正前の都市計画法第 2 章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居専用地区若しくは工業専用地区又は空地地区若しくは容積地区に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次の各号に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(9) 略

附 則（昭和 48 年 9 月 17 日法律第 81 号）

この法律は、公布の日から起算して 90 日を経過した日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 1 日法律第 49 号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 3 箇月を経過した日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 26 日法律第 82 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成 5.6.25 施行・・・平 5 令 169）

（屋外広告物法等の一部改正に伴う経過措置）

第 18 条 この法律の施行の際現に旧都市計画法の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、この法律の施行の日から起算して 3 年を経過する日までの間は、この法律による改正前の次に掲げる法律の規定は、なおその効力を有する。

(1) 屋外広告物法

(2)～(6) 略

附 則（平成 6 年 6 月 29 日法律第 49 号）抄
（施行期日）

1 この法律中、第 1 章の規定及び次項の規定は地方自

条 例

60 号）は、廃止する。

附 則（昭和 56 年 7 月 18 日条例第 16 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 3 月 22 日条例第 5 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 10 日条例第 14 号）
この条例は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 25 日条例第 6 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 8 号）
この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日条例第 13 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条の次に 7 条を加える改正規定（第 25 条の 3 第 2 号から第 5 号までに係る部分を除く。）及び附則第 6 項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に適法に表示されている屋外広告物（以下「広告物」という。）又は設置されている広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）で、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定により新たに表示若しくは設置が禁止され、又は新条例第 4 条の規定により新たに許可を要することとなったものについては、この条例の施行の日から 2 年間（規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件にあつては、規則で定める期間）は、なお従前の例による。当該期間内に新条例第 4 条又は第 5 条第 3 項の規定による許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例（次項において「旧条例」という。）第 6 条に規定する広告物又はこれを掲出する物件に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定による許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者で、県内に住所又は事業所若しくは営業所を有しな

則第2項に規定する規則で定める期間は、7年間とする。

- 5 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の施行前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により第1種住居専用地域又は第2種住居専用地域に指定された地域で、屋外広告物条例第4条に掲げる地域に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物については、新規別表第2第1号(2)の表に規定する第1種許可地域の基準を適用するものとする。
- 6 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規規則の規定によるものとみなす。

附 則（平成7年10月11日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第30号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月24日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）第2条若しくは同第3条の規定により広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は同条例第4条の規定により広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなった際に当該禁止されることとなった地域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなった地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等のうち規則で定める堅ろうな広告物等に係る同条例第6条に規定する経過措置の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月17日規則第121号）

この規則は、屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成16年宮城県条例第67号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第72号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第4条の3の改正規定は、同年4月1日から施行する。
（経過措置）

法 律

治法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 48 号）
中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 編第 12
章の改正規定の施行の日から、第 2 章の規定は地方
自治法の一部を改正する法律中地方自治法第 3 編第 3
章の改正規定の施行の日から施行する。

（平成 7. 4. 1 施行）

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 28 日法律第 61 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 18 日法律第 111 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）
の施行の日から施行する。ただし、第 1 条中都市計
画法第 8 条、第 9 条、第 12 条の 5 及び第 13 条の改
正規定、第 3 条、第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、
第 12 条、第 16 条中都市緑地法第 35 条の改正規定、
第 17 条、第 18 条、次条並びに附則第 4 条、第 5 条
及び第 7 条の規定は、景観法附則ただし書に規定す
る日から施行する。

（屋外広告物法の一部改正に伴う経過措置）

第 3 条 この法律の施行前に第 4 条の規定による改正
前の屋外広告物法（以下「旧屋外広告物法」という。）
第 7 条第 1 項の規定により命ぜられた措置について
は、第 4 条の規定による改正後の屋外広告物法（以
下「新屋外広告物法」という。）第 7 条第 1 項及び第
3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧屋外広告物法第 8 条及び
第 9 条の規定に基づく条例（以下この条において「旧
条例」という。）を定めている都道府県（旧屋外広告
物法第 13 条の規定によりその事務を処理する地方自
治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項
の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市を
含む。）が、新屋外広告物法第 9 条の規定に基づく条
例（以下この条において「新条例」という。）を定め、
これを施行するまでの間は、旧屋外広告物法第 8 条、
第 9 条及び第 14 条（第 9 条第 2 項に係る部分に限る。）
の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例には、新条例の施行の際現に屋外広告業を営
んでいる者（新条例の施行の日の前日まで旧条例が

条 例

いものについては、当該許可を受けている期間に限り、
新条例第 12 条の 2 の規定は、適用しない。ただし、
当該許可を受けて表示している広告物又は設置し
ている掲出物件について、新条例第 9 条第 1 項の規定
による許可を受けた場合は、この限りでない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用に
ついては、なお従前の例による。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁
償に関する条例の一部改正）

6 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁
償に関する条例（昭和 28 年宮城県条例第 69 号）の一
部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 12 日条例第 11 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

8 施行日前に申請がなされた屋外広告物条例の規定に
よる許可に係る手数料については、なお従前の例によ
る。

附 則（平成 16 年 10 月 20 日条例第 67 号）

この条例は、景観法の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律（平成 16 年法律第 111 号）の施行の日
から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定（「美
観地区」を「景観地区」に改める部分に限る。）は同
法附則第 1 条ただし書に規定する日から、同号の改正
規定（「美観地区」を「景観地区」に改める部分を
除く。）は都市緑地保全法等の一部を改正する法律
（平成 16 年法律第 109 号）の施行の日から施行す
る。

附 則（平成 17 年条例第 15 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 25 日条例第 86 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。た
だし、第 6 条及び第 8 条第 2 項の改正規定並びに次
項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条
例（以下「旧条例」という。）第 6 条に規定する広告物

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

(事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

- 3 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年宮城県規則第64号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成20年11月21日規則第100号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(平成21年10月2日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第59号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月5日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第140号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の屋外広告物条例施行規則の規定の適用については、当分の間、同規則第16条第2項中「個人番号(同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」及び住民票コード(同条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)」とあるのは「個人番号(同法第7条第8号の2に規定する個人番号をいう。以下同じ。)」と、「個人番号及び住民票コード」とあるのは「個

法 律

適用される場合にあつては、新条例の施行の際現に旧条例の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者)については、新条例の施行の日から6月以上で条例で定める期間(当該期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる旨を定めなければならない。この場合においては、併せて、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする旨を定めなければならない。

4 新条例には、新条例の施行の際現に旧屋外広告物法第9条第1項に規定する講習会修了者等である者について、新条例に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす旨を定めなければならない。

5 この法律の施行前に国土交通大臣が定める試験に合格した者は、新屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年7月15日法律第83号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月26日法律第87号)抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成20年5月23日法律第40号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日法律第61号)抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成29年5月12日法律第26号)抄
(施行期日)

条 例

等に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第14条第1項及び第16条第1項の規定により命ぜられた措置については、改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第16条第1項の規定により命ぜられた措置とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第31条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者については、施行日の翌日から起算して6月を経過するまでの間(この期間内に新条例の規定に基づく登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

7 事務処理の特例に関する条例(平成11年宮城県条例第54号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成17年3月25日条例第87号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日条例第31号)
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の前日に申請がなされた許可に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年12月28日条例第123号)
この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第49号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月6日条例第53号)

人番号」とする。

附 則(平成30年3月30日規則第74号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成33年3月31日までの間における、改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の2第3項第2号及び第9条の3第5項において準用する第9条の2第3項第2号の規定の適用については、これらの規定中「、ウ」とあるのは「、イ、ウ」とする。

- 3 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和3年2月2日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。

附 則(令和6年8月2日規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の屋外広告物条例施行規則第3条第2項第5号、第5条第2項の規定並びに第9条の3第6項及び第7項(これらの規定を同規則第9条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定は、令和7年2月1日以後に行う屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第160号)第4条、第5条第3項若しくは第5条の2による許可の申請又は同条例第8条第3項の規定による許可の更新の申請について適用し、同日前に行う許可の申請又は許可の更新の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和7年規則第8号)

(施行期日)

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第127号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

法 律

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 25 条の規定 公布の日

(2) 第 1 条中都市緑地法第 4 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条の改正規定、第 2 条中都市公園法第 3 条第 2 項の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定、第 4 条中生産緑地法第 3 条に 1 項を加える改正規定、同法第 8 条に 1 項を加える改正規定、同法第 10 条の改正規定、同条の次に 5 条を加える改正規定及び同法第 11 条の改正規定並びに第 5 条及び第 6 条の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項並びに附則第 3 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 18 条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 31 条第 5 項第 1 号の改正規定に限る。）、第 19 条、第 20 条、第 22 条及び第 23 条（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 15 条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第 4 条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、第 1 条、第 2 条及び第 4 条から第 6 条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第 25 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 第 3 条中特許法第 107 条第 3 項の改正規定、第 109 条の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、

条 例

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定、第 5 条第 3 項に 1 号を加える改正規定並びに第 12 条、第 21 条の 2 第 5 項、第 21 条の 4 第 1 項及び第 21 条の 6 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の屋外広告物条例の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置している者に係る管理者設置義務及び管理者等の届出については、改正後の屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第 12 条の 2 及び第 20 条の規定にかかわらず、当該許可を受けている期間に限り、なお従前の例による。ただし、当該許可を受けて表示している屋外広告物又は設置している掲出物件について、新条例第 9 条第 1 項の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

附 則（令和 6 年 7 月 8 日条例第 54 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 事務処理の特例に関する条例（平成 11 年宮城県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 7 年条例第 36 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第3条、第5条、第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第26条まで、第28条、第32条、第34条、第35条、第39条、第40条、第45条及び第47条(以下これらを「各規則」という。)の規定による改正前の屋外広告物条例施行規則の規定により提出等された申請書等は、それぞれ改正後の屋外広告物条例施行規則の規定により提出等された申請書等とみなす。
- 3 改正前の諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の諸様式によるものとみなす。

同条の次に 1 条を加える改正規定、第 112 条第 1 項及び第 6 項の改正規定、第 195 条第 6 項の改正規定並びに第 195 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 6 条及び第 7 条の規定並びに附則第 11 条、第 15 条、第 23 条及び第 25 条から第 32 条までの規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （令和 2 年 6 月 10 日法律第 43 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 509 条の規定 公布の日

